

平成27年度 特定教育・保育施設利用者負担金表

				利用者負担額						
国		階層区分		1号認定 3歳以上	2号認定（3歳以上）		3号認定（3歳未満）			
1号	2号3号			教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
1	1	A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0		
2	2	B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	
				ひとり親世帯等以外の世帯	2,500 (1,250)	6,000 (3,000)	5,800 (2,900)	9,000 (4,500)	8,800 (4,400)	
	3	C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割のみ課税されるもの	ひとり親世帯等	0	13,000 (6,500)	12,700 (6,350)	16,000 (8,000)	15,700 (7,850)	
				ひとり親世帯等以外の世帯	3,000 (1,500)	14,000 (7,000)	13,700 (6,850)	17,000 (8,500)	16,700 (8,350)	
3	4	D1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割が課税されるもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	7,000 (3,500)	15,000 (7,500)	14,700 (7,350)	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
				ひとり親世帯等以外の世帯	8,000 (4,000)	16,000 (8,000)	15,700 (7,850)	19,000 (9,500)	18,600 (9,300)	
	5	D2	67,000円未満	ひとり親世帯等	10,000 (5,000)	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)	26,000 (13,000)	25,500 (12,750)	
				ひとり親世帯等以外の世帯	11,000 (5,500)					
	6	D3	77,000円未満	ひとり親世帯等	11,000 (5,500)	25,000 (12,500)	24,500 (12,250)	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)	
				ひとり親世帯等以外の世帯	12,000 (6,000)					
	4	5	D4	77,000円以上 97,000円未満	ひとり親世帯等	13,000 (6,500)	27,000 (13,500)	26,500 (13,250)	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)
					ひとり親世帯等以外の世帯	15,000 (7,500)	32,000 (16,000)	31,400 (15,700)	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)
ひとり親世帯等					16,000 (8,000)	34,000 (17,000)	33,400 (16,700)	37,000 (18,500)	36,300 (18,150)	
ひとり親世帯等以外の世帯					19,000 (9,500)	39,000 (19,500)	38,300 (19,150)	42,000 (21,000)	41,200 (20,600)	
5	6	D8	169,000円以上 211,000円未満	ひとり親世帯等	20,000 (10,000)	41,000 (20,500)	40,300 (20,150)	46,000 (23,000)	45,200 (22,600)	
				ひとり親世帯等以外の世帯	21,000 (10,500)	43,000 (21,500)	42,200 (21,100)	48,000 (24,000)	47,100 (23,550)	
5	7	D10	211,000円以上 301,000円未満	ひとり親世帯等	22,000 (11,000)	45,000 (22,500)	44,200 (22,100)	51,000 (25,500)	50,100 (25,050)	
				ひとり親世帯等以外の世帯	23,000 (11,500)	47,000 (23,500)	46,200 (23,100)	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)	
5	8	D11	397,000円以上	23,000 (11,500)	47,000 (23,500)	46,200 (23,100)	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)		

- ※ 1号については、概ね4時間の利用者負担（保育料）で、給食費は含みません。これ以外に実費負担徴収及び上乗せ徴収がある場合があります。
- ※ 2号認定は、副食給食費、3号認定は給食費を含みます。
- ※ 1号 母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、B、C階層 0円、D1～D3階層 1,000円減額
- ※ 2,3号 母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、B階層 0円、C、D1階層 1,000円減額
- ※ 多子世帯軽減制度
 - ・ 1号認定は、兄弟児が小学1年～3年までにいる場合に、第2子が1/2、第3子以下が無償となります。
 - ・ 同時入所の場合、兄弟児が保育所等を利用している場合に第2子が1/2、第3子以下が無償となります。
 - ・ 18歳未満の兄弟がいる場合、第3子以下が3歳未満の場合無償となります。
- ※ () 内が、第2子の利用者負担金となります。
- ※ 年少扶養控除等の廃止
- ※ 保育短時間の利用者負担金は、保育標準時間の利用者負担金の1.7%の減額となります。
- ※ 4月～8月分までは、前年度市町村民税所得割課税額、9月～3月までは当該年度所得割課税額により利用者負担額（保育料）を決定します。